

○追手門学院幼稚園PTA規約

第1章 設置

第1条 追手門学院教育振興会会則(以下「会則」という。)第5条に基づき、追手門学院幼稚園PTA(以下「本会」という。)をおく。

第2章 目的

第2条 本会の目的は下の通りとする。

- (1) 家庭、幼稚園および社会における園児の福祉を増進する。
- (2) 園児の幸福のため、保護者と教師が協力する。
- (3) 家庭と幼稚園との関係を一そう緊密にすることにより園児の心身の円満な発達をはかる。
- (4) 園児の教育的環境をよくするため協力する。
- (5) 園児の正しい生活を導くためよい保護者、よい教師となるようにつとめる。
- (6) 教育財政を豊かにすることに協力する。
- (7) 会員相互の親睦をはかる。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名において営利的企業を支持することも、いかなる候補者を推薦することもできない。本会及び本会の役員は、その名においてこれらの活動を目的とする社会団体、および事業に関係をもってはならない。

第5条 本会は園児の福祉を増進することに寄与する他の社会的団体および機関と協力する。

第6条 本会は園の活動を助けるための意見を具申し、参考資料を提供するも、直接に園の管理や教員の人事に干渉するものではない。

第4章 事業

第7条 本会はその目的を達成するため次のような事業を行う。

- (1) 園児の保育に便益を与え、楽しい環境をつくる。
- (2) 園児の保育に必要な設備、教具、用具などを充実することに協力する。
- (3) 講習会、講演会、出版物等によって教育に関する理解と関心を促進し、会員の社会的教養を高める。

- (4) 懇談会、社会見学、慰安会、娯楽会等によって会員相互の親睦をはかる。
- (5) 教師の専門的研究を尊重し、その研究修養に便宜を与えその保育活動を援助する。
- (6) 園児の人間形成の向上をはかるため家庭生活を善導して正しい躾の教育につとめる。
- (7) 園児の通園地区における生活の善導に協力する。
- (8) その他幼児教育に必要な事項。

第5章 会員

第8条 本会の会員は下の通りとする。

- (1) 本園に在園する園児の父および母、またはそれに代わる人。
- (2) 本園に通勤する教職員。

第6章 役員および選挙

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 書 記 2名 (内1名教員)

第10条 役員を選出および就任

- (1) 役員を選出は年度末迄に行う。
- (2) 会長は、園長が選出し、実行委員会の議を経て、園長がこれを委嘱する。
- (3) 副会長、会計及び書記は、実行委員会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- (4) 役員候補者指名委員をつくる。
 - (イ) 年中組各組1名の代表者を選出する。
 - (ロ) 教員のうちから互選により2名を選出する。
 - (ハ) 役員のうちから互選により1名を選出する。
- (5) 園長は指名委員に列席し諮問に応ずることができる。
- (6) 役員候補者を指名する場合は、事前に本人の承諾を得なければならない。
- (7) 指名委員会は各々の役員(会長を除く)に対し候補者をあげて、実行委員会の際に推薦するものとする。
- (8) 指名委員会は、役員(会長を除く)候補者を決定したときには、速やかにその氏名を全会員に通知するものとする。
- (9) 新たに選ばれた役員は4月1日より就任するものとする。

第11条 役員兼任は認めない。

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会務全体を統括し、学級委員を委嘱する。
- (2) 会長はPTA総会および学級委員会を招集し、司会する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
- (4) 書記は会の庶務を掌握し、PTA総会、および学級委員会の議事の記録をとる。
- (5) 会計は本会の収支を記録し、PTA総会において収支の報告をする。

第7章 実行委員会、学級委員会

第13条 本会に実行委員会を置く。

第14条 実行委員会は、本会の役員および園長によって構成される。

第15条 実行委員会は会の重要な議案を審議する。

第16条 学級委員は年長、年中、年少の各組ごとに4名を選出する。

第17条 学級委員の任務は下の通りとする。

- (1) 自己の所属する学級の保育および教室の整備に協力し、教師と保護者との連絡につとめる。
- (2) 本規約第4章に掲げる各種の事業を行い、保育の進展をはかる。

第18条 学級委員会は必要に応じてこれを開催する。

第19条 役員および学級委員の任期は1か年とし再任を妨げない。

第20条 園長は、PTA総会および学級委員会に出席することができる。

第8章 PTA総会

第21条 会長は、PTA総会を年2回開催し、事業計画等の重要な事項を審議決定する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時にPTA総会を開くことができる。

第9章 会計

第22条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第23条 本会の慶弔規定ならびに謝恩規定は別に定める。

第24条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 会計監査

第25条 本会に会計監査（1名）をおく。

第11章 規約の改正

第26条 この規約の改正は、会則に定める役員会の議を経て、総会の承認により行う。

附 則

本規約は総会における出席者の過半数の賛成により改正することができる。

本規約は昭和56年5月9日より施行する。

本規約は昭和58年3月9日より第10条を改正する。

本規約は昭和63年4月1日より改正する。

本規約は平成14年3月2日より改正する。

本規約は平成20年4月1日より改正する。

本規約は平成21年4月1日より改正する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年7月5日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、旧規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとし、その者の任期は、平成27年3月31日までとする。